

## 医政メモQ&A

### 准看護婦養成に関する問題点

Q：今回の准看護婦養成課程の変更は？

A：厚生省の医療関係者審議会、保健婦看護婦部会（中島紀恵子部会長）は平成11年10月14日、准看護婦養成カリキュラム時間数を平成14年4月から1890時間（現行より390時間増）に増やすなどとした学校養成所指定規則の改正案を決めた。それによると、准看護婦養成所の1学級の定員数は40人以下に見直す。ただ平成14年4月までに指定を受けた養成所は新築、増築までの間は現行どおり50人以下でも認める。専任教員は教務主任1人を含む5人以上に変更するが当面3人以上を認める経過措置のほか、入所定員が20人以下の小規模養成所や離島や過疎地などにある既存の養成所は施行後2年間は2人以上の専任教員でも認める。施設設備については、実験室と調理実習室は置かなくてもよく、定員と同数以上の病床数が必要としていた実習施設の規定はなくしたが、実習指導者を2人以上と厳しくなった。また文部省の意向を踏まえ、高校衛生看護科に2年間の専攻科を加えた5年間の正看護婦養成課程のメニューを新たに設けることも了承された。これも平成14年度からの施行となる。このほか日医が要望していた専任教員の確保や運営補助金の増額については、厚生省が予算確保に努力することで合意した。

Q：なぜこのような変更が行われたのか？

A：平成8年12月の准看護婦問題調査検討会の報告書において「関係者の努力により現行の准看護婦養成課程の内容を看護婦養成課程の内容に達するまでに改善し、21世紀初頭の早い段階を目標に看護婦養成課程の統合に努めること」とする一方、検討にあたっては「国において広く関係者と十分な協議を重ねながら具体的な検討を行うべき

である。これまで看護職員の養成の多くを民間が担ってきたことに鑑み、国は今後の看護職員の養成にあたって引き続き財政支援を行うべきである。また准看護婦養成所の改革等にあたっての財政支援等を検討すべきである。地域医療の現場に混乱を生じさせないようにすることが不可欠であり、国において医療機関に看護職員を提供できる体制の整備に努めるべきである」と提言された。これを受けて平成10年3月に「地域医療の確保と看護の質の向上を図る観点から、まず准看護婦養成の質的向上のための検討から行う」ため「准看護婦の資質の向上に関する検討会」が設置され、平成11年6月24日に今回のようなカリキュラムの内容変更の提言をした報告書をまとめた。

Q：今後の問題点は？

A：今回の内容は准看護婦養成所にとっては深刻な問題である。札医においても今後定員を削減せざるを得なく、それに伴い入学金や授業料収入の減少や専任教員数の増加やその養成のための人件費増などの財政面の他、教育時間が390時間の大幅増のための教員や実習施設の確保も大きな問題である。

国や自治体による財政支援が今までよりかなり多くならなければ、入学金や授業料の大幅な値上げをせざるを得ない状況となり、それだけでなく年々受験者数が減少してきており、准看護婦養成所は存亡の危機にさらされることになる。

Q：准看護婦の看護婦への移行教育は？

A：厚生省の「准看護婦の看護婦への移行に関する検討会」は平成11年4月21日報告書をまとめた。これによると、就業経験10年以上の准看護婦で移行教育の受講を希望する者を対象、実施期間は5年間の時限措置とし、移行教育開始4年間に就業経験10年

以上となった者は移行教育を受講できる。移行教育のうち理論学習は放送大学、技術学習は移行教育所（仮称）を設置して行う。教育時間は看護婦養成2年課程を基本として31単位930時間とする。看護婦資格を取得するのは、他の看護婦養成課程と同じ看護婦国家試験として行うとされている。厚生省は早ければ今年の通常国会に移行教育導入のための保助看法改正案を提出する意向を示していたが、法案作成作業がそれまでに間に合うかどうか微妙な情勢となっている。

Q：准看護婦制度に関する日医の方針は？

A：日医では准看護婦制度は継続し、今後は准看護婦の看護婦への移行教育、資質の向上を行うとしている。以前より三層構造を唱えており、看護婦、准看護婦、看護助手の仕組みを残すとしているが、准看護婦の資格を国家試験にするということに関しては現在成りをひそめている。本年4月より介護保険制度の導入により、看護従事者の需要はますます高まっており、さらに少子

化による「なり手不足」などにより医療における看護従事者の絶対数の不足が懸念される。

今後准看護婦制度を維持するならば、今回の札医のアンケート調査の結果のように人件費をおさえるため准看護婦は必要であるという考えは捨て、准看護婦という職種を魅力あるものにしなければならない。そのためには今回の資質の向上と同時に知事試験を止め、国家試験にするなど地位向上もはかるべきである。また准看護婦制度を廃止し看護婦に一本化するなら、現在言われている移行教育における資格試験は、他の看護婦養成課程と同じ国家試験では、大半の者が合格できないと思われるため特例措置を設けて、ほとんどの者が看護婦に移行できるようにすべきである。またそれと同時に看護婦養成所も増やさなければならない。

いずれにせよ、そろそろどちらかに決めなければならない時期に来ていると思われる。（医政部担当理事 中田 康信）

